

## 令和3年瑞穂町農業委員会11月総会

令和3年11月24日、令和3年瑞穂町農業委員会11月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

### 農業委員会委員

1番	村山正信	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	榎本雄一
					【欠席】		
5番	坂田敬一	6番	長谷部冬樹	7番	清水正久	8番	榎本和夫
9番	榎本勝昭	10番	臼井順央	11番	栗原始	12番	上野勝

### 農地利用最適化推進委員

池田幸司	関谷博明	西村一彦
	【欠席】	【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長	長谷部 康行	農政係長	田中 悠也
(事務局長)		(書記)	
農政係	飯野 都佳紗		

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	諸報告
日程第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について
	報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 3 年瑞穂町農業委員会 11 月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、10 番委員の臼井 順央さんと 11 番委員の栗原 始さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 1 号、番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

10 番委員 (臼井 順央 君) 譲受人の所有している機械で、申請地の約 1 町 3 反を管理できるのか疑問があります。また、譲受人の現在の耕作地はどなたかご覧になりましたでしょうか。以前、自分が入間市で初めて 3 条を申請した際

は、入間市農業委員会が私の畑を調査しに来ました。本件について、譲受人は瑞穂町で初めて農地を取得するので、まず譲受人の現況の耕作地を確認した方が良いでしょう。

事務局 (田中 悠也 君) 譲受人の現況の耕作地については、確認しておりません。他の市町村では、初めて当該市町村で農地を譲り受ける際、譲受人の耕作地を調査する必要があることは確認しています。

6 番委員 (長谷部 冬樹 君) 柿を苗から育て、出荷できるまでには相当時間がかかるので、その間の収支はどのように考えているのでしょうか。私が調べたところ、出荷まで短くても3年はかかるとのこと。また、1町3反の土地に100本というのは少なすぎるように感じます。こちらも調べましたが、一般的に柿の植樹間隔は広くても5mとのことでした。こういった営農計画について、譲受人に再度確認する必要があると考えます。

11 番委員 (栗原 始 君) 現地調査を行った担当委員として、3条の許可の要件のうち、効率的に耕作することについて判断するためには、譲受人の耕作地の調査など、追加の調査や確認を行った方が良いでしょう。今回は継続審議という形をとるほうがよろしいのではないのでしょうか。

議長 (上野 勝 君) 継続審議という意見がありましたが、他に質疑はございますか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなので質疑を終了いたします。それでは議案第1号、番号2農地法第3条の規定による許可申請について継続審議を支持する方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は継続審議といたします。

続きまして、議案第2号、番号1農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第2号、番号1農地法第4条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、権利〇〇、申請人〇〇、転用理由貸資材置場、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

4 番委員 (榎本 雄一 君) 違反転用の確認後、東京都から指導等はありませんか。

しょうか。

事務局

(田中 悠也 君) 東京都からの指導は数回に及びありました。譲受人、譲渡人、双方の代理人をそれぞれ招集し、町と東京都で口頭指導や書面での指導を行いました。本件の内容について精査し、転用の立地基準や一般基準と照らし合わせた結果、許可の可能性があったため転用申請により是正する結論となりました。

議長

(上野 勝 君) 他に質疑はございますか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第2号、番号1農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第3号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、権利の種類〇〇、利用内容〇〇、以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 報告第1号、農地法第4条の第1項第8号の規定に

よる届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 さん) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由工場用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由倉庫用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和3年瑞穂町農業委員会11月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時20分